

令和5年6月22日

令和5年

第6回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和5年6月22日（木曜日）午後2時から

1 出席委員（4名）

小 黒 仁 史		教育長
三 留 利 夫	委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子	委 員	
深 澤 佳 己	委 員	

2 出席職員（11名）

教育総務部長	今 井 健太郎
教育総務課長	鈴 木 孝 司
教育施設担当課長	田 中 佑 典
副参事（教育施設調整担当）	小 池 武 道
副参事（教育地域力担当）	長 岡 誠
学務課長	大 竹 豊 和
指導課長	細 田 真 司
指導企画担当課長	木 下 健太郎
学校支援担当課長	鈴 木 啓 介
教育センター所長	早 田 由香吏
大田図書館長	後 藤 清

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第24号議案 大田区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

~~~~~

(午後2時00分開会)

○教育長

ただいまから、令和5年第6回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

なお、弘瀬委員と北内委員につきましては、あらかじめ本日欠席の届出がありましたので、ご報告させていただきます。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは、禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に深澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

本日は、3点報告をさせていただきます。

まず1点目は、6月10日土曜日に行われた、糀谷地区の防災訓練についてです。この防災訓練は、糀谷中学校を会場に行われましたが、地域の方々のほかに、糀谷中学校の1年生全員が、地域の方々と共に防災訓練に参加いたしました。

初めに、体育館で説明があった後、いくつかのグループに分かれて、地域の方々の指導の下、防災訓練に参加していました。

中学生も体育館で段ボールを組み立てていたり、水を汲み出しに行ったり、実践的な訓練に積極的に参加している姿がございました。

印象に残ったことの一つは、地域の方々が非常に手際よく中学生を指導して、説明・指示をしていたことです。中学生も指示に従って、熱心に活動に取り組んでいました。

これは、日頃から地域の方々と中学生との交流が、様々な場面で行われる機会があり、

なじみが深いと言うのですか、信頼関係で結ばれているという状況があるのかなと思いました。運動会などの地域の行事もありますし、地域の方々と一体となって活動することが定着しておりました。

防災に限らず、中学生が地域に出て活躍すること、地域と共に行動すること、その中で愛着を持ったり、信頼されたり、地域にとって頼もしい存在であると認められることは、非常に有益なことと思っています。

この糞谷地区はかなり歴史があって、防災訓練に中学生が出るというのもあるのですが、それは、大田区全体で中学生の防災への期待というのも、かなり大きなものがありますので、ぜひ糞谷地区のこういう活動を、多くの地域でも、また中学生の参加が充実すればよいなと思っています。

報告の2点目は、6月13日の午前中に不登校特例校のみらい学園を視察してまいりました。1年生の理科と国語の授業を見せていただきました。理科の時間は、水溶液に何が溶けているかみんなで探ろうというような実験をしてまいりました。塩酸とかホウ酸などのものの溶け方の特徴を見て、いろいろ実験しているところでした。

生徒は3人で、教師が1名でした。教師の方は、このみらい学園が初任という方でしたが、非常にゆったりと子どもたちと授業を進めていたかなと思います。見ていると、実験でもなかなか言葉を発しない、新しい子なのかなという生徒が、実験をやっているうちにだんだん慣れてきて、最後には先生に言葉をかけたり、意見を言ったりしていました。自分なりのペースで学習できる良さと言うのですか、その中でしっかり勉強をしていると思いました。

もう1時間は、国語の授業を参観いたしました。文章を文節に区切り、どこまで細かく切っていくかというような授業をしてまいりました。生徒は4人でした。授業が終わってから講師の先生とお話をさせていただいて、その授業は、先生が黒板の前に立って、4人が前を向いて座るといった講義型だったので、四角いテーブルでそれぞれ子どもたちに周りに座らせて、一つのテーブルを先生と生徒で囲むような場の設定の中で、対話型の指導をするとよいのではないかと。そうすれば、さらに自分の考えを言う機会だとか、どう思うか質問をするなど、そういう形はどうかとお話をさせていただきました。

文節というのは、意味が分かる最小の言葉の中で、「赤い風船」というのが出ていて、それは、「赤い風船」というのが一つの文節であって、先生は、もうちょっと文を短く切れると。それで、「赤い」と「風船」に切れる、意味が通じるからだと言っていたのですが、なかなか理解できないのですが、やはり切れるか、切れないかということでそれぞれ意見を出し合って話をしていくと、「風船」だけじゃ意味が分からないから、「赤い」は必要だとか、いや、それは切れるとか、「赤い」と「風船」は意味が違うとか、というような話をしていました。

「赤い」というのは、「風船」を説明している言葉だから、修飾の役割だというようなことを話し合っていく中で、その言葉の文節の意味が分かってくるという、そのような話し合いをする授業にしてくださいと申し上げました。

私よりちょっと年上の国語の教員だったので、私が帰る前に教室の机を全部変えてくれて、テーブル型にやりますと言って見せていただいて、お話をできてよかったですと思っています。

少人数でやっているのですけれども、やっぱりその授業の形というのをしっかり変えていくとか、さらにそういう工夫をして、よい指導をしていただければなと思いました。子どもたちが主体的、対話的に学習できるようなことを、みらい学園でもやる必要があるのかなと思っています。

3点目の報告は、中学校海外派遣の引率教員の発令式を6月19日月曜日に行いました。本年度、中学校海外派遣を引率していただく先生方に、発令の書類を出させていただきました。

中学校海外派遣は、4年ぶりになります。今年の秋に実施いたします。引率の先生は、二つの派遣団にそれぞれ校長先生、教員2名、指導主事1名の各4名の引率団です。

今年のアメリカのセーラム市の団長は、大森第四中学校の村上校長先生、ドイツのブレーメン市の団長は、大森第六中学校の菅野校長先生で、お二人の先生とも非常にベテランの先生で、よいリーダーシップを発揮していただけるのではないかなと思っています。

4年ぶりということで、時期も11月末、期間も8日間と例年と異なりますけれども、充実した海外派遣となるよう取り組んでいきたいと思っています。

今回は、現地の中学校を訪問して、生徒が意見交流を行うなど、新たな教育内容を加えて、生徒の国際感覚というものを養っていきたいと思っています。

私も、3月に事前の実態調査でブレーメンを訪れて、その学校にも伺いましたけれども、中学校の校長先生は、非常に積極的に迎え入れていただけるようです。久しぶりの交流ですけれども、また新たな取組も含めて、安全で内容の充実したものになるように行っていきたいと思っています。

私の報告は以上3点です。何かご質問・ご意見、それぞれのご報告等ありましたらお願いいたします。

### ○三留委員

教育長から不登校特例校の参観の話がありましたけれども、私も5月19日に北内委員と一緒に不登校特例校である、みらい学園に行っていました。

不登校特例校の設置につきましては、教育機会確保法に示されている努力義務ということで、大田区はいち早く設置を進めているところです。在籍校に通えず、在籍校の復帰が困難な生徒を対象にしているということでした。

私たちは、朝の登校時から1、2時間目の授業を参観いたしました。朝の学級活動のあと、帯の時間の体育を見ました。普通、1授業は50分なのですが、その50分を10分ずつに分けて、ずっと帯にして、毎日朝、体育の時間をするという取組です。ラジオ体操・ストレッチなどを中心に行っていたのですが、特色ある取組だと思いました。

教育課程編成について、今は大体が通常学級に準じた取組になっているのですが、もっと教育課程編成を工夫していくことが、これから必要なのではないかと感じました。

各教室の授業については、教育長から話があったように、少人数できめ細かく行われていました。ほとんどの子が、学習に前向きに取り組んでいたと思います。少人数なら学校生活を送れる、学習したいという思いがある子にとっては、最適な居場所だと思いました。

何より、不登校特例校につきましては、通常の授業が受けられて、卒業認定に結び付く良さがあります。しっかりした進学実績についても、説明がありました。

新型コロナ感染症が流行して以降、各校の先生方に聞くと、どの学校も不登校気味の児童・生徒が増えているということで、不登校特例校の需要も高まると思われます。

6日前に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画にも、中教審答申の内容から不登校対策については、追記がされている重要事項でもあります。他の就学機会の確保も含めて、児童・生徒の居場所づくりに一層努めていただきたいと思います。

#### ○教育長

ありがとうございます。

ほかにありますか。

#### ○高橋委員

私も6月20日にみらい学園を訪問させていただきました。ちょうどお昼休みの時間からの参観でしたが、委員会活動をしている子どもたちのグループでは、体育祭とかができないので、レクリエーションみたいなことをしたいということで、何をしようかというような話し合いをしていました。

他の子どもたちは、オセロやゲームをしているグループがあつて、学年を超えて楽しそうに過ごしている様子でした。必ずその中には先生も入って一緒に活動していて、とてもよい雰囲気でした。ギターとかお琴も置いてあつて、自由に使えるそうですが、まだギターは使っていないようです。

3年生だけは教室の形を採っていて、次のステップである高校に行くときにも慣れるように考えられているようでした。

理科室で実験している3年生は、先生は教えるのではなくて見守っていて、自分たちで好きなように、それは撮影しておいたほうがいいねと、後で思うような授業をしていました。

2年生は数学、1年生は英語で、教育長がおっしゃったように、大きい机がよいと子どもたちの要望もあつて、個々の机ではなく大きい机にみんなが一緒に座って授業をしていました。登校できない子は、オンラインで学習していて、顔とか声を出したくない子もいる反面、分身ロボットを使用していました。オンラインで授業したときに、手を挙げたり、「それ・ばつ」とか、そういう表示ができたりするらしいですけれども、それを使っていた子が、ちょうどその日は登校していて、その場面は見ることはできませんでした。自分が理科を受けたいからと、午後から来ている子もいました。

また、プレみらいについてですが、運営の先生がいることで、丁寧に一人ずつ対応してくれるので、とても助かるよい取組だと言っていました。

移動教室は、正規の先生が3人だけなので、場所は毎年清泉寮に決めて、全学年一緒に行くという取組をしているようでした。子どもたちに良い点とか、これからしてほしいというような要望も聞いたり、とても楽しそうな感じで授業をしたり、学校に来ているという印象を受けました。

また、小学校の運動会に行きました。6月3日が予定だったのですが、雨のため延期になり、平日の6月6日に行われましたが、保護者と地域の方、参加者がいっぱいのにぎわっていました。

東糶谷小学校では、ゴールテープを久しぶりに使うので、ゴールテープを切るという練習をしたと聞いています。北糶谷小学校にも行ったのですが、両校とも応援団があって、応援合戦が盛り上がっていました。下級生も応援団に入るという目標を持って頑張っているから、応援団の取りやめはできないというような話をしていました。

東糶谷小学校は、学年別に時間を区切って開催していました。北糶谷は全校一緒でした。

#### ○深澤委員

5月30日に、みらい学園にお邪魔しました。私も、先ほど教育長がお話をされていた国語の先生の授業を受けてきました。引き込まれるような楽しい授業で、50分間集中しました。そのときは、音と訓の勉強をしていましたが、授業の中で、母屋と別棟とか、本家・分家とか、瀬戸物であるとか、普段の日常生活の中でなかなか使われないような言葉について先生が説明されていました。年配の先生で、安心感があり、子どもたちもゆったりと授業を聞くこともできて、非常にいい授業でした。

国語の先生は年配の先生、理科の先生は若い先生で、多様性があるということが、子どもにとってよい場であると感じました。

あと、中学3年生の子が、新しく入ってくる新中学1年生に向けた言葉を書いて、壁にかけてあったのですが、その中で「ここは自習ではなく、ここでは学ぶことができる」と書いてあったのが、非常に印象的でした。

その後、1階にあるつばさ池上教室を見学しました。つばさの先生が、「つばさ教室にきちんと通える子が、みらい学園のほうに行ってもらっている」と話しておられました。つばさ教室とみらい学園の連携が取れているという印象を受けました。

あと、先ほど高橋委員がおっしゃったプレみらいですが、プレみらいは、教室や大勢の生徒の中に入っていくことが困難なお子さんが、個別に授業を受けていく中で、自分の意思で教室に入りたいと思ったタイミングを大事にして、教室に入っていくという授業をしていると聞きました。

見学した際に、別室で授業を受けていたお子さんが、この授業は入りたいということで授業に入っていくのを見ました。子どもの気持ちを尊重しており、なかなか大勢の中に入りにくいお子さんの気持ちを大切にしながら、授業に入っていくステップとしていく場であると、私は受け止めました。

あと、みらい学園は、教員の先生方の子どもに対する情報共有が、非常によくなされていると感じました。ただ、これが令和7年に不登校特例校になったときに、生徒が増えて、今のような少人数の形での情報共有というのがなかなか難しくなってしまうので、規模が拡大したときにどうするかというのが、一つ課題であると感じました。

#### ○教育長

ありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、次の日程のほうに移らせていただきます。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

○学務課長

私からは、令和4年度学校給食費の徴収状況についてご説明いたします。お手元の資料「学校給食費徴収状況について」をご覧ください。

本件は、前年の集計が整ったものを例年ご報告しているものでございます。資料には令和4年度を含めまして、過去5年分の実績を記載しております。令和4年度分の列をご覧ください。

令和4年度の学校給食実施校数は88校で、小学校59校、中学校28校に、糶谷中学校の夜間学級を加えた数字となります。このうち給食の未納者がいる学校は16校で、割合は18.18%です。

次に、児童・生徒数は40,581人で、これは令和5年3月末現在の数字でございますが、このうち給食費が未納となっている児童・生徒は31人、割合は全体の0.08%となっています。

次に、給食費の総額でございますが、給食費全体の徴収額が昨年度より上がっております。総額20億7,770万7,478円で、このうち未納金額は64万8,061円、未納の割合は0.03%となっています。未納校数はこれまでで最も少なくなっております。給食費全体の徴収率は99.97%と昨年度から0.02%上がっております。これは、各学校の教職員の、児童・生徒の家庭状況等も踏まえたきめ細やかな対応によるものと認識しております。

資料の説明は以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。

ご質問はありますか。

○三留委員

学校給食費の徴収については、教職員の校務分掌に位置付けられておりまして、学校徴収金に関する業務というのは、負担の多い仕事で、担当の教職員や副校長が様々な努力をして、これだけの徴収率が確保されていると、私は捉えております。

昨年の教育委員会で、私は、学校給食の公会計化について質問をさせていただいたところですが、今回、学校給食の無償化が決定して、学校給食の徴収金業務がなくなったということで、教職員の負担軽減、働き方改革にもつながっているとも捉えられます。

この報告の趣旨とずれてしまうのですが、学校徴収金を含めて、今後、教職員の本来業務専念につながる取組を進めてもらいたいと思っております。



○教育長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、次の日程に移ります。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」です。

本日は、第24号議案のご審議をお願いします。

それでは、議案を読み上げます。

第24号議案 大田区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案につきまして、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

私からは、第24号議案「大田区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、ご説明をさせていただきます。

本規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に基づきまして、大田区立学校の学校運営協議会の設置について、必要な事項を定めたものでございます。

このたび、コミュニティ・スクール導入を促進するにあたりまして、委員の任期を整理するため、規則の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまご説明いただきましたが、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。

○三留委員

会務を滞りなく行うための改正と捉えておりますので、同意をいたしたいと思えます。

コミュニティ・スクールにつきましては、今年度から地域コーディネーターの先生方が配置されて、活動が活性化していると聞いております。

昨年度の研修などにより、委員の方々の意識も向上して、経営参画が進んでいるという報告もあります。今後の活動に期待しているところでございます。

○教育長

ほかにごございますか。

よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第24号議案につきましては、原案のとおり決定いたします。

これをもちまして、令和5年第6回教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

(午後2時30分閉会)

## 学校給食費徴収状況

令和5年6月22日  
教育委員会定例会提出資料

|                    | 学校給食実施校数 |      |        | 児童・生徒数 |              |       | 給食費           |           |       |        |
|--------------------|----------|------|--------|--------|--------------|-------|---------------|-----------|-------|--------|
|                    | 実施校数     | 未納校数 | 割合     | 児童・生徒数 | 未納<br>児童・生徒数 | 割合    | 給食費総額         | 未納金額      | 割合    | 徴収率    |
| 4年度分<br>(5年5月末現在)  | 88       | 16   | 18.18% | 40,581 | 31           | 0.08% | 2,077,707,478 | 648,061   | 0.03% | 99.97% |
| 3年度分<br>(4年5月末現在)  | 88       | 24   | 27.27% | 40,721 | 49           | 0.12% | 2,068,996,523 | 1,099,985 | 0.05% | 99.95% |
| 2年度分<br>(3年5月末現在)  | 88       | 27   | 30.68% | 40,390 | 42           | 0.10% | 1,890,589,352 | 946,307   | 0.05% | 99.95% |
| 1年度分<br>(2年5月末現在)  | 88       | 31   | 35.22% | 40,266 | 83           | 0.21% | 2,056,362,452 | 2,604,760 | 0.13% | 99.87% |
| 30年度分<br>(1年5月末現在) | 88       | 39   | 44.32% | 40,042 | 93           | 0.23% | 2,054,689,049 | 2,548,925 | 0.12% | 99.88% |

\* 令和2年度4・5月は新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため、6月から給食開始

\* 児童・生徒数は、令和4年度（令和5年）3月末現在

第24号議案

大田区学校運営協議会規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

令和5年6月22日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大田区学校運営協議会規則（令和4年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2年」を「任用の日が属する年度の翌年度の3月31日まで」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（提案理由）

委員の任期を変更するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区学校運営協議会規則（令和4年教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○大田区学校運営協議会規則<br/>                     令和4年1月21日<br/>                     教育委員会規則第1号<br/>                     第1条から第4条まで（現行のとおり）<br/>                     （委員の任期等）<br/>                     第5条 委員の任期は、<u>任用の日が属する年度の翌年度の3月31日まで</u>とし、再任を妨げない。<br/>                     2及び3（現行のとおり）<br/>                     第6条から第19条まで（現行のとおり）<br/> <u>付 則</u><br/> <u>この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> | <p>○大田区学校運営協議会規則<br/>                     令和4年1月21日<br/>                     教育委員会規則第1号<br/>                     第1条から第4条まで（略）<br/>                     （委員の任期等）<br/>                     第5条 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。<br/>                     2及び3（略）<br/>                     第6条から第19条まで（略）</p> |